

## 第14回入善町農業委員会議事録

平成24年9月6日午後1時30分から第14回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 13名

1番 綿利秋	4番 長田昭	5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫
7番 寺崎敏明	9番 眞岩確成	10番 舟見友憲	11番 窪野俊和
12番 酒井良博	13番 松原二美榮	15番 佐藤一仁	16番 米山義隆
18番 若島せつ子			

欠席委員 5名

2番 中島茂樹	3番 泉征幸	8番 鍋嶋太郎	14番 高見敏明
17番 福島信子			

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第45号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（酒井職務代理者）

皆さん、お疲れ様です。本日、鍋嶋会長は所要の為、欠席となっておりますので、わたくし酒井が代理で議長職を務めさせていただきます。

昨晩は大雨でしたが、8月14日以来のまとまった雨であったと記憶しております。今年の8月は本当に猛暑続きで、米に対する影響が心配されます。農協では、稲刈り時期を9月12日から13日頃を中心としておりますので、適期刈取りをお願いします。

本日の午前中、新屋の南部倉庫で初検査に出席してまいりました。去年は、カメムシや二化めい虫の甚大な被害がありましたので、今年は、ヘリ防除を2回行いました。本日検査したのは、500袋ほどのてんたかくですが、品質は平年より良く、収量も平年以上となっております。

しかし問題なのは、主力品種であるコシヒカリです。全農職員に聞いたところ、先に刈取りを始めた富山市や高岡市では、カメムシの影響で品質が落ちているとのこと。いよいよ稲刈りシーズンですので、適期に刈取り、上位等級を目指したいと思います。

議長（酒井職務代理者）

それでは第14回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番窪野委員と13番松原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第3、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、新屋〇〇、下山〇〇で、計2筆。現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は3,832㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町新屋〇〇番地の有限会社〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。

町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業を行っています。農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。

この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、所得税等の譲渡所得において、800万円の特別控除を受けることができます。

この申請は、譲渡人である公益社団法人富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者の有限会社〇〇が農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

続いて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は車を使用して5分で、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員は全て27年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、

当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者である法人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反分要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は571,650㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺崎委員

申請では農林水産公社の所有になっていますが、当該農地のもともとの所有者は、非農家で耕作をしておらず、自分で田んぼを管理することができません。この農地は、20年以上にわたって譲受人である農業生産法人が耕作し続けているため、3条の許可要件に関して問題はないと考えます。

また、2筆のうち、新屋の田については譲受人が耕作する仲間田の一部ですし、下山の田については、譲受人が周辺一帯の農地を団地化して耕作していますので、どちらの農地についても、耕作上支障はないと考えます。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

最近になって、田んぼを手放したいと言う人が多くなってきているように思います。農地を売りたいという人はこれからどんどん増えていくのではないのでしょうか。自分で田んぼを維持管理できないこともあるでしょうし、年貢も安くなっており土地改良区の賦課金等が負担になっていることもあります。昔は、財産である農地について何かしら執着心がありましたが、現在では、そのような意識が薄れてきているようで、負担になるのなら売ってしまいたいという考えになるようです。最近では昔と事情が異なっており、昔は、町外に転出し農地を管理できなくなったので売るというのですが、今では、町内に住んでいるのに、自分では農地の管理ができないから売りたい、というケースが出てきているようです。

農地を売りたいという相談があった場合、農業委員としては、この案件のように、県の農林水産公社の農地保有合理化事業について知らせ、担い手に農地を集積するよう勧めることくらいしかできないように思います。ただし、農地に抵当権が設定してある場合など、すぐに売買できないケースもありますが。

議長（酒井職務代理者）

田に抵当権が設定してあると売買は難しいですね。抵当権は、設定した日が一昔前だと高額で設定してあることが多く、売買価格より高いことがありますから、売買代金を見込んで抵当権を外すということもできない場合があります。

さて、他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第 4、議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は 2 件の申請があります。

まず、申請番号 1 番、申請地は入善町小摺戸〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は 924㎡です。譲渡人は入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町小摺戸〇〇番地の株式会社〇〇です。転用目的は農業用施設敷地で、転用形態は所有権移転です。

申請者の株式会社〇〇は、平成 24 年 1 月に設立された農業生産法人で、経営規模を拡大していく計画ですが、既存の農業用施設だけでは対応できないため、既存の農業用施設に隣接した申請地を購入し、新たに農作業所兼農機具格納庫並びに育苗用のビニールハウスなどの農業用施設を建築する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「農業用施設敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b による、「農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、平成 24 年 7 月 27 日に農業振興地域整備計画の農用地利用計画における用途区分の変更済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号 2 番、申請地は入善町木根〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は 1,364㎡です。譲渡人は入善町木根〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町五十里〇〇番地の有限会社〇〇です。転用目的は「駐車場兼材料置場敷地」で、転用形態は「所有権移転」です。

申請者の有限会社〇〇は、現在、自動車部品等の铸造や産業廃棄物処理などを行っていますが、受注先より発注増加の要請があったことから、既存の工場で増産体制を取るため、これまで工場内で保管していた材料などを、工場の外に出して保管し、また、増員分も含めた従業員用駐車場を整備する計画を立てたことから今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場兼材料置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請面積についても、従業員の駐車場、材料などの資材置場として利用するため必要最小限の面積と認められます。

申請地は、平成24年7月27日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、工場を新築する際、農地転用の許可を得ないまま、今回申請地の一部の約600㎡を工所用仮駐車場として使用し、その後、田に復旧しないまま放置してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上2件です。よろしくお願ひします。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

福澤委員

申請番号1番は私が確認しました。譲受人の株式会社〇〇の代表取締役である〇〇さんは、今年の1月に、娘夫婦と共に家族経営の農業生産法人を立ち上げ、これからどんどん農業経営を進めていこうとしています。経営規模の拡大を目指すにあたり、現在の納屋等では狭すぎるので、必要な農作業場等を確保するため今回の申請となりました。営農上必要な農作業所敷地であり、面積も必要最小限ですので問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長（酒井職務代理者）

申請番号2番の確認を行った泉委員は欠席ですが、泉委員より事務局に報告書が提出されていますので説明をお願いします。

事務局

それでは泉委員より報告書が書面で提出されておりますので、読み上げます。

申請番号2番については、これまで農地法の手続きをせずに従業員用駐車場として利用していたため、正式な手続きをとりたいということ、発注増加により、材料置場と増員する従業員用の駐車場として利用するというものであり、必要最小限の面積だと思いますので許可してもよい案件と考えます。以上です。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

今回の案件の中には、始末書付きの案件がありますが、違反転用で始末書を添付して申請することで、何か罰則はあるのでしょうか。始末書を添付して申請すれば、普通に許可されるのでしょうか。

事務局

始末書を添付して申請することで、県の許可が1カ月遅れるというペナルティがあります。農地法において悪質な違反転用に対しては、確かに罰則の規定はあります。しかし現実には、よほど悪意のある違反転用でないとい罰則等の適用は難しいと考えます。

寺崎委員

宅地の中に、公図上、農地の一角が入り込んでいて、そこが農地だとは知らなかった、というような場合は仕方ないでしょうね。また、比較的小さい変型田などで、世代交代により、農地の境界がどこまでかわからなくなり、宅地を拡張して塀を建設してしまった、などという場合もやむを得ないと思いま

す。

綿委員

違反転用を罰することも必要ですが、農地を守るには、後継者を育成することの方が大切だと思います。後継者がいないと、耕作放棄地の増加につながりかねません。

議長（酒井職務代理者）

どうしても後継者がおらず農地を預けるとなると、年貢はいらないから管理してほしい、ということも出てくるでしょうね。そう言えば来年は、農地標準賃借料の改訂年にあたります。朝日町の標準賃借料が一番低い金額だと6,000円と聞いています。改訂によりどうなっていくのか見守る必要があります。

また、別の問題として、現在、水路の管理は農家が行っていますが、今や水路は農業用施設ではなく給水施設となっていますから、今後の管理や負担をどうするかということもあります。これまでどおり農家だけが負担を背負うとなると、農家をやめる人も出てくるのではないのでしょうか。

綿委員

さらに問題なのは、基盤整備がされていない農地です。狭く変形した田は担い手もなかなか引き受けられないでしょう。そのような田んぼが、例えば一団の農地の真ん中にあり、誰も耕作せず放棄されてしまったら、周囲の農地に影響が出ますから大問題です。

議長（酒井職務代理者）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第45号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。  
以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

（全員 意見なし）

議長（酒井職務代理者）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第14回入善町農業委員会を閉会いたします。  
次回は、10月3日 水曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時10分）